動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
プレドニゾロンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり200mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前51日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
		１日量として１回当たり100mg以下の量を関節腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前51日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
	馬	１日量として１頭当たり200mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
		１日量として１回当たり15mg以下の量を関節腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ジョサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり100ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり400ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
（略）	（略）	（略）	（略）
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）